

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
 金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

目次

本則

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）（第一条関係）	1
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第二条関係）	2
資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）（第三条関係）	11
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第四条関係）	55
特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）（第五条関係）	65
投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）（第六条関係）	67
特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第七条関係）	68
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第八条関係）	74
投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第九条関係）	78
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第十条関係）	79
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第十条関係）	80
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）（第十条関係）	81

担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）（第十条関係）	82
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十条関係）	83
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第十一条関係）	84
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第十一条関係）	85
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第十一条関係）	86
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第十一条関係）	87
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第十二条関係）	88
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第十三条関係）	90
内閣府の所管する金融関連法令に係る民事事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	
（平成十七年内閣府令第二十一号）（第十四条関係）	91
金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）（第十五条関係）	95
附則	96
資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令	
（平成十二年総理府令第三百三十号）（附則第六条関係）	98
特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令	
（平成十二年総理府令第三百三十一号）（附則第七条関係）	99
証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	
（平成十八年内閣府令第四十九号）（附則第八条関係）	100
投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令	
（平成二十三年内閣府令第三十三号）（附則第九条関係）	102

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）（第一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定職員の主張変更）</p> <p>第二十三条の二 法第百八十一条第四項に規定する内閣府令で定める範囲は、事件の同一性を失わせることとならない範囲とする。</p> <p>2 法第百八十一条第四項の規定による主張は、同項に規定する変更（以下この条において単に「変更」という。）により著しく審判手続を遅滞させることとなるときは、することができない。</p> <p>3 審判官は、変更により被審人の防御に実質的な不利益を生ずることとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>4 審判官は、変更を許さないときは、審判期日において、その旨及びその理由を明らかにしなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

改正案

現行

<p>（特別目的会社の特則）</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>一 当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券（当該証券に表示されるべき権利を含む。）の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されていること。</p> <p>二 （略）</p> <p>（保険会社と密接な関係を有する者）</p> <p>第五十一条の三 法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で</p>	<p>（特別目的会社の特則）</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>一 当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券（当該証券に表示されるべき権利を含む。）の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されていること。</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p>
--	--

定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等（当該保険会社の子会社を除く。）
- 二 当該保険会社の保険主要株主（保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者（法第二条の二第一項の規定により保険会社の議決権の保有者とみなされる者を含む。）に限る。）
- 三 当該保険会社を子法人等とする親法人等（令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険会社等（前号に掲げる者を除く。）
- 四 当該保険会社を子会社とする保険持株会社（外国の法令に準拠して設立された持株会社を含む。）の子法人等（当該保険会社、当該保険会社の子会社並びに第一号及び第二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等である保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（当該保険会社、当該保険会社の子会社及び前各号に掲げる者を除く。）

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者）
第五十二条の十二の二（略）

2（略）

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第十二条第十二項（定義）に規定する特定借入れに係る

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者）
第五十二条の十二の二（略）

2（略）

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第十二条第十二項（定義）に規定する特定目的借入れに

債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

4 (略)

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)
第五十三条の四 (略)

2・3 (略)

(削る)

(外国保険会社等と密接な関係を有する者)

第百四十一条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国保険会社等の子法人等(当該外国保険会社等の子会社を除く。)

二 当該外国保険会社等を子法人等とする親法人等

三 前号に掲げる者の子法人等(当該外国保険会社等、当該外国保険会社等の子会社及び前二号に掲げる者を除く。)

係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

4 (略)

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)
第五十三条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項に規定する「親法人等」とは、令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。

(新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項及び第四項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」と

日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「第四条第二項第三号」とあるのは「法第八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法

あるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「第四条第二項第三号」とあるのは「法第八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあ

第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三

るのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と

条第一項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは、「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは、「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは、「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは、「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは、「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは、「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは、「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは、「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは、「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは、「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十二条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十

、第七十二条第一項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは、「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは、「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは、「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは、「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは、「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは、「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは、「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは、「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは、「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは、「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十二条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項及び第四項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五

一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該の法人等をいう。第二十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二十一

十三條の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該の法人等をいう。第二十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「

。 条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする

第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定目的会社制度</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 特定目的会社（第三十四条 第八十九条）</p> <p> 第三節 業務（第九十条 第九十八条）</p> <p> 第四節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「役員」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定目的会社制度</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 特定目的会社（第三十四条 第八十八条）</p> <p> 第三節 業務（第八十九条 第九十八条）</p> <p> 第四節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「役員」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、</p>

「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第十六条、第二十六条、第三十三条、第六十八条、第二百二十二条、第二百八条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定資本金の額、優先出資社員、信託会社等、特定出資信託、役員、募集特定社債、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

（従たる特定資産）

第六条の二 法第四条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、特定資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この条において同じ。）又は不動産を信託する信託の受益権に限る。以下この条において「特定不動産等」という。）に付随して用いられる特定資産（不動産又は不動産を信託する信託の受益権を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 当該特定不動産等に係る不動産と一体として使用されるものであつた。

「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第十六条、第二十六条、第三十三条、第六十八条、第二百二十二条、第二百八条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定資本金の額、優先出資社員、信託会社等、特定出資信託、役員、募集特定社債、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

（新設）

二 当該特定不動産等について行う資産の流動化に係る業務の収益の確保に寄与するものであること。

(業務開始届出書等に添付すべき書類)

第七条 法第四条第三項第三号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録された全ての特定資産(従たる特定資産)同号に規定する従たる特定資産をいう。以下同じ。)を除く。以下この項、次条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十号において同じ。)に係る次に掲げる契約のいずれか又は全てとする。

一(三) (略)

2 (略)

第八条 法第四条第三項第四号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二百条第二項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(第十八条第七号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案)

2 (略)

(業務開始届出書等に添付すべき書類)

第七条 法第四条第三項第三号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一(三) (略)

2 (略)

第八条 法第四条第三項第四号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二百条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(第十八条第七号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案)

2 (略)

第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～十（略）

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権（従たる特定資産に該当するものを除く。）を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）

2（略）

（資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項）

第十二条 法第五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいう。第七十九条第一項第三号において「計画期間」という。）

二・三（略）

第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～十（略）

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）

2（略）

（資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項）

第十二条 法第五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいう。第七十九条第一項第三号において「計画期間」という。）

二・三（略）

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十二条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二・十三 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十四 (略)

十五 法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項並びに第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十六・十七 (略)

(特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十二・十三 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十四 (略)

十五 法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項並びに第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十六・十七 (略)

(特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九（略）

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一・十二（略）

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十・十一（略）

（特定借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定借入れを行うことを予定する場合は、その旨

二・三（略）

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

一〇九（略）

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十一・十二（略）

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十・十一（略）

（特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的借入れを行うことを予定する場合は、その旨

二・三（略）

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五・六（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産（開発により特定資産を取得する場合は、当該取得予定資産。以下同じ。）の区分欄に掲げる特定資産（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三（略）

四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）

五・六（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産（開発により特定資産を取得する場合は、当該取得予定資産。以下同じ。）の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三（略）

四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要、同項第八号又は法第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第一百七条及び第二百二十六条において同じ。）であるときは、法第四十条第一項第八号又は第二百二十二条第一項第十八号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格を含む。）

（新設）

イ 特定資産が法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果（資産の種類ごとの内訳を含む）

。及び当該鑑定評価を行った者の氏名

□ 特定資産が法第四十条第一項第八号口又は第二百二十二条第一項第十八号口に掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号口又は第二百二十二条第一項第十八号口に規定する当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて第二号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、口の場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

イ（略）

□ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1)・(2)（略）

(3) 特定借入れを行わないこと。

(4)（略）

八 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1)・(3)（略）

八 第二号から第五号まで及び前号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出

（新設）

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、口の場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ（略）

□ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)・(2)（略）

(3) 特定目的借入れを行わないこと。

(4)（略）

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)・(3)（略）

八 第二号から前号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に

する場合には、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第二項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に關係する事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部

限る。)(の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第三項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に關係する事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

(新設)

に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 (略)

(特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(削る)

二 各借入れに関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 借入金の使途

ホ (略)

三 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

四 第一号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項)

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 借入金の使途

三 各借入れに関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

(新設)

二 (略)

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変更があり得る場合は

び変更を行うための条件

五 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定借入れを行っている場合であつて、法第五十一条第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第五十二条第一項の計画変更決議は、法第五十五条第四項(法第五十六条第三項及び第五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第五十一条第一項第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完

、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であつて、法第五十一条第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第五十二条第一項の計画変更決議は、法第五十五条第四項(法第五十六条第三項及び第五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第五十一条第一項第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行

了時において残存する財産を処理する方法

七 (略)

八 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ(特定借入れを含む。)を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項

九・十 (略)

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二 (略)

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ(特定借入れを含む。)及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2・3 (略)

(追加届出)

第二十三条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出

の完了時において残存する財産を処理する方法

七 (略)

八 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ(特定目的借入れを含む。)を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項

九・十 (略)

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十二 (略)

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ(特定目的借入れを含む。)及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2・3 (略)

(追加届出)

第二十三条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出

を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第四号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百条第一項の規定により特定資産（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本

二 法第二百条第二項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三 五（略）
二（略）

（変更届出等の提出期間）

第二十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十八条第二号に掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動

を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第四号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本

二 法第二百条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三 五（略）
二（略）

（変更届出等の提出期間）

第二十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十五条第四号、第六号、第七号及び第九号、第十六条第四号から第六号まで及び第八号並びに第十八条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり

化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一箇月を経過する日までの期間とする。

- 一・二 (略)
- 三 特定借入れを行わないこと。
- 四 (略)

(届出を要しない資産流動化計画の変更)

第二十六条の二 法第九条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 法第五条第一項第二号二(2)から(6)までに掲げる事項
- 二 第十三条第五号から第八号までに掲げる事項
- 三 第十四条第四号から第十一号まで、第十三号口からホまで及び第十四号に掲げる事項
- 四 第十五条第四号から第九号までに掲げる事項
- 五 第十六条第四号から第八号までに掲げる事項
- 六 第十七条第三号に掲げる事項
- 七 第十八条第三号から第五号までに掲げる事項(同号に掲げる事項については、同条第七号口の場合に限る。)
- 八 第二十条第二号に掲げる事項
- 九 第二十一条第六号及び第七号に掲げる事項

、当該記載又は記録に従って資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一箇月を経過する日までの期間とする。

- 一・二 (略)
- 三 特定目的借入れを行わないこと。
- 四 (略)

(新設)

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 特定目的会社は、第十八条第一号に掲げる事項を変更した場合(資産流動化計画に特定資産(従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。))として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。()は、新たな特定資産(当該変更により資産流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。以下この項において同じ。))に係る第七条第一項各号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本並びに第八条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十一号に掲げる書類を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。ただし、新たな特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合(当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面(当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。))又はその写しを同項の資産流動化計画変更届出書に添付して提出する場合に限る。()にあつては、第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出(法第十一条第一項の規定による届出をいう。以下同

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

じ。」「とあり、及び第九条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」とあるのは、「資産流動化計画変更届出書の提出」と読み替えるものとする。

5 第三項ただし書の規定により第七条第一項一号に掲げる契約の契約書の副本若しくは謄本又は第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略して第一項の資産流動化計画変更届出書の提出を行った特定目的会社が第七条第一項第一号若しくは第八条第一項第二号に規定する契約を締結し、又は同項第一号に規定する信託を設定したときは、速やかに、これらの契約又は信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。なお、当該資産流動化計画変更届出書に係る変更後に資産対応証券の発行を行う場合にあっては、当該変更後最初に資産対応証券の募集等を行う日までに、これらの契約を締結し、又は信託を設定しなければならない。

6 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

7 特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第三号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

（新設）

3 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

（新設）

8 | (略)

9 | 特定目的会社は、第十九条第二号に掲げる事項を変更した場合(第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)は、当該変更のために新たに締結した第八条第一項第一号に規定する信託に係る契約書又は同項第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならぬ。

10 | (略)

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第三十条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ 二 (略)

ホ 特定借入れを行っている特定目的会社にあつては、法第百五十七條第二項において準用する法第百五十五條第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

二 法第百五十一條第三項(同項第一号の場合に限る。)の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ・ロ (略)

4 | (略)

(新設)

5 | (略)

(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第三十条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ 二 (略)

ホ 特定目的借入れを行っている特定目的会社にあつては、法第百五十七條第二項において準用する法第百五十五條第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

二 法第百五十一條第三項(同項第一号の場合に限る。)の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ・ロ (略)

八 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了したことを証する書面

三・四 (略)

(募集優先出資の申込みをしようとしている者に対して通知すべき事項)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。)は、その旨

四 定款に定められた事項(法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前三号に掲げる事項を除く。)であつて、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

八 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了したことを証する書面

三・四 (略)

(募集優先出資の申込みをしようとしている者に対して通知すべき事項)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 定款に定められた事項(法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前二号に掲げる事項を除く。)であつて、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(会計参与報告の内容)

第五十三条 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 (略)
 - 二 計算関係書類(成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る計算書類(法第二百二条第二項に規定する計算書類をいう。次条第一項及び第百条第二項第一号において同じ。))及びその附属明細書をいう。以下この条において同じ。)のうち、取締役と会計参与が共同して作成したものの種類
- 三丁八 (略)

(募集事項)

第六十三条 法第二百二十二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 五 (略)
- 六 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。)は、その旨

(会計参与報告の内容)

第五十三条 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 (略)
 - 二 計算関係書類(成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る計算書類(法第二百二条第二項に規定する計算書類をいう。次条第一項及び第百条第二項において同じ。))及びその附属明細書をいう。以下この条において同じ。)のうち、取締役と会計参与が共同して作成したものの種類
- 三丁八 (略)

(募集事項)

第六十三条 法第二百二十二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 五 (略)
- (新設)

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四十八条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)
の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められていることとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第七十八条 (略)

2 法第五十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十三条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十四条第一号から第三号、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十五条第一号から第三号までに掲げる事項、第十六条第一号から第三号までに掲げる事項、第十七条第一号及び第二号に掲げる事項、第十九条第一号から第四号までに掲げる事項並びに第二十条第一号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第七十九条 法第五十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四十八条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められていることとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第七十八条 (略)

2 法第五十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十三条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十四条第一号から第三号、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十五条第一号から第三号までに掲げる事項、第十六条第一号から第三号までに掲げる事項、第十七条第一号及び第二号に掲げる事項、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第二十条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第七十九条 法第五十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮
- 2 法第五十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 資産流動化計画の変更を行う特定目的会社（特定借入れを行っていない特定目的会社に限る。）により資産対応証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、全ての特定社員の同意がある場合
 - 二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合における当該内容を確定し、又は改定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定し、又は改定した事による場合

(削る)

第八十九条 削除

- 三 資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮
- 2 法第五十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 資産流動化計画の変更を行う特定目的会社（特定目的借入れを行っていない特定目的会社に限る。）により資産対応証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、すべての特定社員の同意がある場合
 - 二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定した事による場合

第三節 業務

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第八十九条 法第九十九条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書（当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む）

第三節 業務

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第二項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 一十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、

む。)

二 金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書

三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第

五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の

五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書

五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の

五第四項に規定する臨時報告書

六 前三号に掲げる書類の訂正に係る書類

(新設)

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第三項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 一十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生

その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

（特定借入れの借入先）

第九十三条 法第二百十号第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

（資金の借入れを行うことができる場合）

第九十四条 法第二百十一条第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の用途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ （略）

- ロ 予測困難な事由によつて資産対応証券の発行又は特定借入れの実行による資金調達が困難又は非効率と判断される場合の一時的な資金不足に対応すること。

- ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること。

に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

（特定目的借入れの借入先）

第九十三条 法第二百十号第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

（資金の借入れの制限）

第九十四条 法第二百十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の用途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ （略）

- ロ 予測困難な事由によつて資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行による資金調達が困難又は非効率と判断される場合の一時的な資金不足に対応すること。

- ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること（その支出に充てられる資

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。）。

ホ 法第五十三條第三項若しくは法第五十四條第五項の規定又は法第五十五條第四項（法第五十六條第三項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本の額の減少により得られる資金をもってなされることと確定している場合に限る。）。

二 (削る)
借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

金の借入れの時点で、当該借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該支出に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。）。

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。）。

ホ 法第五十三條第三項若しくは法第五十四條第五項の規定又は法第五十五條第四項（法第五十六條第三項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定目的借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本の額の減少により得られる資金をもってなされることと確定している場合に限る。）。

二 借入先が適格機関投資家であること。
三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

ただし、借入金の使途が前号八に掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）、入札保証金（競争入札に参加する者が支払う保証金をいう。）若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）の支払（同号八に掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

（資産の取得の制限の例外）

第九十五条 法第二百一十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この項において同じ。）又は不動産を信託する信託（信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産以外の財産を追加して取得することにより信託財産の変更を行うことが予定されているものを除く。）の受益権に限る。以下この項において同じ。）の取得並びに管理及び処分に係る業務（以下この条において「対象資産業務」という。）を営み、当該対象資産業務から生ずる収益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象組合契約」という。）であつて、当該対象組合契約に係る対象資産業務の目的となる資産（以下この項において「対象資産」という。）を追加して取得し

ただし、借入金の使途が第一号八に掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）、入札保証金（競争入札に参加する者が支払う保証金をいう。）若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）の支払（同号八に掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

（資産の取得の制限の例外）

第九十五条 法第二百一十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の目的となる不動産（以下この条において「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加することにより対象不動産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象不動産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該不動産特定共同事業契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

、又は自己の財産若しくは他の対象組合契約に係る財産を対象資産に追加することにより対象資産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象資産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該対象組合契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

2 法第二百十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当事者の一方が相手方の行う対象資産業務のため出資を行い、相手方がその出資された財産により対象資産業務を営み、当該対象資産業務から生ずる利益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象匿名組合契約」という。）であつて、当該対象匿名組合契約が対象資産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該対象匿名組合契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 （略）

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第九十九条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第二十五条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一 特定社員、優先出資社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は資金の借入れ（特定借入れを含む。以下この条において同じ。）に係る債権者（特定目的会社に知れている者に限る。）の名称又は氏名及び住所を記載した書面

2 法第二百十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法第一条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該不動産特定共同事業契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 （略）

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第九十九条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第二十五条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一 特定社員、優先出資社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。以下この条において同じ。）に係る債権者（特定目的会社に知れている者に限る。）の名称又は氏名及び住所を記載した書面

二丁四 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第百条 (略)

2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、次に掲げる書類(第二号に掲げる書類にあつては、当該事業年度において資産流動化計画に変更があつた場合に限り、当該事業年度における最後の資産流動化計画の変更)について法第九条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 当該事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書

二 当該事業年度の末日における資産流動化計画

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第百四条 法第二百二十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 開発により特定資産(従たる特定資産を除く。次号において同じ。)を取得する場合は、当該開発に係る契約の契約書案

二 (略)

三 第百十六条の第二号の権利を原委託者が受託信託会社等に書面をもって付与する場合は、当該書面の案

二丁四 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第百条 (略)

2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第百四条 法第二百二十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約の契約書案

二 (略)

(新設)

2 受託信託会社等は、法第二百二十五条第二項第一号及び第三号並びに前項第一号及び第二号に規定する契約を締結し、又は同項第三号の権利を書面をもって付与された後、速やかに、当該契約に係る契約書の副本若しくは謄本又は当該書面の写しを管轄財務局長に提出しなければならない。

(特定資産に関する事項)

第一百七条 法第二百二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三 (略)

四 特定資産の価額(特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。)

イ 特定資産が土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるものであるときは、不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の結果(資産の種類ごとの内訳を含む。)
及び当該鑑定評価を行った者の氏名

2 受託信託会社等は、法第二百二十五条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

(特定資産に関する事項)

第一百七条 法第二百二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三 (略)

四 特定資産の価額(特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果(資産の種類ごとの内訳を含む、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。)
(新設)
及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。)

ロ 特定資産がイに規定する資産以外の資産であるときは、当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）及び当該調査を行った者の氏名又は名称

五 特定目的信託の原委託者（開発により特定資産を取得する場合にあつては当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。）特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）にあつては当該特定資産の譲渡人を含む。）の氏名又は名称及び住所

六 第二号から第四号までに掲げる事項（開発により特定資産を取得する場合に限る。）の内容が確定していない場合又は第三号及び第四号に掲げる事項の内容の改定があり得る場合にあつては、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

七 第二号から前号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の権利者に分配すべき金銭に関する次に掲げる事項

（新設）

五 特定目的信託の原委託者（開発により特定資産を取得する場合にあつては、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。）の氏名又は名称及び住所

六 第二号から第四号までに掲げる事項（開発により特定資産を取得する場合に限る。）の内容が確定していない場合にあつては、その内容を確定するための要件及び手続

七 第二号から前号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の権利者に分配すべき金銭に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 社債的受益権(法第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下同じ。)を定める場合は、令第五十二条第二項第一号の配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項(償還期間及び償還の方法を含む。)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項(削る)

イ 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後の内容(ロに掲げる事項を除く。)

ロ (略)

2 法第二百二十六条第一項第三号八に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

イ・ロ (略)

(新設)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イ 各受益権の償還に関する事項(償還期間及び償還の方法を含む。)

ロ 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後の内容

ハ (略)

二 法第二百三十条第一項第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条及び第百十六条において「社債的受益権」という。)を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権(この令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2 法第二百二十六条第一項第三号八に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに前項第二号イ及びロに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項

イ 前項第一号八に掲げる事項の変更を禁止する旨

ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第九九条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。)

二・三 (略)

四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。))は、その旨

五 法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項及び前項第一号イから八までに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項

イ 前項第二号二に掲げる事項の変更を禁止する旨

ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第九九条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。)

二・三 (略)

(新設)

五| 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六| 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七| (略)

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項

第一百十条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項

イ (略)

(削る)

ロ 各借入れに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 借入金の使途

(5) (略)

二・三 (略)

四 第一号ロ、第二号ロ及び八並びに第三号ロ及び八に掲げる事項の内容が確定していない場合又は第一号ロ、第二号八及び第三号八に掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

四| 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五| 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六| (略)

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項

第一百十条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 借入金の使途

ハ 各借入れに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (略)

二・三 (略)

四 第一号ロ及び八、第二号ロ及び八並びに第三号ロ及び八に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号イ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 第百八条第一項第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第二百二十七条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

九 第二号及び第三号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十 (略)

(届出を要しない資産信託流動化計画の変更)

五 第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 第百八条第一項第一号及び同項第二号イからハまでに掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第二百二十七条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

九 第二号及び第三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十 (略)

第百十一条の二 法第二百二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 第百七条第三号及び第四号に掲げる事項
- 二 第百八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項
- 三 第百十条第一号口、第二号八及び第三号八に掲げる事項
- 四 前条第二号及び第三号に掲げる事項

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第百十二条 受託信託会社等は、法第二百二十七条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書(以下この条において「資産信託流動化計画変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 受託信託会社等は、第百七条第一号に掲げる事項を変更した場合

(資産信託流動化計画に特定資産(従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。))として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。)は、新たな特定資産(当該変更により資産信託流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。)に係る法第二百二十五条第二項第三号に掲げる書類並びに第百四条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を前項の資産信

(新設)

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第百十二条 受託信託会社等は、法第二百二十七条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書(次項において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(新設)

託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

3 第四百条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百二十五条第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二百二十五条第二項第三号」と読み替えるものとする。

4 受託信託会社等は、第一百七条第五号に掲げる事項を変更した場合（第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第四百条第一項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

5 受託信託会社等は、第九十九条第二号に掲げる事項を変更した場合（第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した法第二百二十五条第二項第三号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

6 管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

（新設）

（新設）

（新設）

2 管轄財務局長は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

（資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ・ハ (略)

四 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 原委託者の義務に関する事項

五～八 (略)

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第百二十二条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ・ハ (略)

四 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第八十九条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項

五～八 (略)

- 九 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第二百三十条第一項第二号イからハまでに掲げるものを除く。）について議決権を有しない旨並びに令第五十二条第二項各号に掲げる条件
- 十 法第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権を定める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならない旨
- 十一 二十一（略）

（特別社債的受益権）

- 第一百六条の二 法第二百三十条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債的受益権であつて、次に掲げるものとする。
- 一 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているもの
- 二 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約の締結に際し、当該特定目的信託契約に基づき信託された特定資産を売り戻すことができる権利を原委託者が受託信託会社等に書面をもって付与しているもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信

- 九 特定資産が法第二百三十条第一項第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

- 十 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び令第五十二条各号に掲げる条件

- 十一 二十一（略）

（新設）

託会社等に移転すると認められないもの

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七十七条 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号ロ⁽⁴⁾に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第五十二条第二項第一号の配当又は同項第三号の償還のためのものを除く。)であること。

三 (略)

(受益証券の記載事項)

第一百十九条 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産(従たる特定資産を除く。)()の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

(計算書類等の提出)

第二百二十二条 受託信託会社等は、次に掲げる書類(第二号に掲げる

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七十七条 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号ロに掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第五十二条第一号の配当又は同条第四号の償還のためのものを除く。)であること。

三 (略)

(受益証券の記載事項)

第一百十九条 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

(計算書類等の提出)

第二百二十二条 受託信託会社等は、法第二百六十四条第一項各号の資

書類にあつては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を第百十一条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書

二 当該作成期日における資産信託流動化計画

(特定目的信託契約の変更)

第二百二十三条 (略)

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合における当該内容を確定し、又は改定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定し、又は改定したことによる場合

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第二百二十四条 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第百七条第一号及び第五号に掲げる事項(同号に掲

料及びその附属明細書を第百十一条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。)

(新設)

(新設)

(特定目的信託契約の変更)

第二百二十三条 (略)

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第二百二十四条 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第百七条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に

げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人に係る事項を除く。）とする。

2 法第二百六十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに第百八条第一項第二号イ及びロ、第百九条第一号から第四号まで、第百十條第一号イ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

（変更の公告）

第二百二十四条の二 法第二百七十条の規定による公告は、法第二百八十八条に規定する公告の方法によりするものとする。

（受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類）

第二百二十六条 法第二百八十六条第二項及び第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 資産信託流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書類

イ 土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるもの

掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。）とする。

2 法第二百六十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに第百八条第一項第一号イから八号まで、第百九条第一号から第三号まで、第百十條第一号イ及びロ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

（新設）

（受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類）

第二百二十六条 法第二百八十六条第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 特定資産の価額につき調査した結果を記載した書面（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の
 価額
 ロ イに掲げる資産以外の資産 当該資産の価格につき調査した
 結果

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百九
 条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
(略)	(略)	(略)
十六	前各項に掲げる資産以 外の特定資産（次項及 び十八の項に掲げるも のを除く。）	前各項の特定資産の内 容欄に掲げる事項に準 ずる事項
(略)	(略)	(略)
十八	対象組合理約出資持分 等（第九十五条第一項 又は第二項に定めるも のをいう。）	1 業務の執行を委任 した者又は営業者の 氏名又は名称及び住 所

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百九
 条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
(略)	(略)	(略)
十六	前各項に掲げる資産以 外の特定資産（信託の 受益権を除く。）	前各項の特定資産の内 容欄に掲げる事項に準 ずる事項
(略)	(略)	(略)

(新設)

<p>2 組合又は匿名組合 の事業</p> <p>3 第九十五条第一項 に規定する対象資産 の内容に関する事項 (当該対象資産が前 項に掲げるものに該 当する場合にあって は、当該対象資産に 関する同項に掲げる 事項を含む。)</p> <p>4 その他当該対象組 合契約出資持分等を 特定するに足りる事 項</p>

改正簿

現行

別紙様式第11号 (第31条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「業務終了の態様」は、法第10条第1項に規定する計画に係る業務の終了（優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完了）の具体的態様を記載すること。

別紙様式第13号 (第100条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(第3面)

6. 資産対応証券及び借入れの状況

(1) 総括表

(単位：千円)

資金調達の手段	発行・借入れ時期	償還期日 弁済	配当率・利率	募集方法	当初調	うち個人投	期末	うち個人	格付の内容
					達額	資家保有額	投資家保有額	投資家保有額	
優先出資									
特定社債									
新優先出資引受 権付特定社債									
転換特定社債									
特定短期社債									
特定約束手形									
特定借入れ									
借入れ									
合 計									

(記載上の注意)

1.・2. (略)

(削る)

3.・4. (略)

別紙様式第11号 (第31条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「業務終了の態様」は、法第10条第1項に規定する計画に係る業務の終了（優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了）の具体的態様を記載すること。

別紙様式第13号 (第100条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

(第3面)

6. 資産対応証券及び借入れの状況

(1) 総括表

(単位：千円)

資金調達の手段	発行・借入れ時期	償還期日 弁済	配当率・利率	募集方法	当初調	うち個人投	期末	うち個人	格付の内容
					達額	資家保有額	うち外国投 資家保有額	投資家保有額	
優先出資									
特定社債									
新優先出資引受 権付特定社債									
転換特定社債									
特定短期社債									
特定約束手形									
特定目的借入れ									
借入れ									
合 計									

(記載上の注意)

1.・2. (略)

3. 「うち外国投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）からの資金調達額を記載すること。

4.・5. (略)

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（投資信託約款の内容の届出）</p> <p>第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の種類</p> <p>ロ（略）</p> <p>五～十三（略）</p>	<p>（投資信託約款の内容の届出）</p> <p>第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第二十二条を除き、以下同じ。）の種類</p> <p>ロ（略）</p> <p>五～十三（略）</p>

2 (略)

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第二十一条の二 法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一 当該投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二 受託会社の利害関係人等（令第十八条に規定する利害関係人等をいう。）

三 当該投資信託委託会社又は受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。第八十五条の二第二号及び第二百四十四条の二第三号において同じ。）又は使用人

四 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百二十二号）の規定により、法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第

2 (略)

(新設)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第

四十三号) 第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の受益権(前号に掲げるものに該当するものを除く。)

三(七) (略)

2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 有価証券(令第十六条の二第二号並びに前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。)の取得及び譲渡

五 (略)

六 商品(前項第六号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

七 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。)

3 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を

四十三号) 第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権(前号に掲げるものに該当するものを除く。)

三(七) (略)

2 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 有価証券(前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

二 (略)

三 不動産の取得及び譲渡

四 不動産の賃借権の取得及び譲渡

五 地上権の取得及び譲渡

六 (略)

七 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第七号において同じ。)の取得及び譲渡

八 (略)

九 商品(前項第六号に掲げるものを除く。次項第九号において同じ。)の取得及び譲渡並びに貸借

十 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第十号において同じ。)

3 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を

含む。()に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号八において同じ。)、金融商品(同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。)、又は金融指標(同法第二十五項に規定する金融指標をいう。)(の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。))又はコール(権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。)(の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

含む。()に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)(の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号八において同じ。)、金融商品(同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。)、又は金融指標(同法第二十五項に規定する金融指標をいう。)(の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。))又はコール(権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。)(の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

四 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。

五 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他の当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関すること。

三〇七 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第八十五条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一 当該信託会社等の利害関係人等(法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)

二 当該信託会社等の役員又は使用人

三 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

六〇十 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(新設)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一～四 (略)

五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定評価又は同条第二項の調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百二十五条 (略)

2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利(当該投資法人の発行する投資証券等(法第一百七条第三号に規定する投資証券等をいう。)を除く。以下この条において「投資信託受益権等」という。)に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3・4 (略)

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定

第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一～四 (略)

五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百二十五条 (略)

2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利(当該投資法人の発行する投資証券等(法第一百七条第三号に規定する投資証券等をいう。 第二百五十二条において同じ。)を除く。以下「投資信託受益権等」という。)に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3・4 (略)

(新設)

評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

- 一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）
- 二 当該投資法人の資産保管会社の利害関係人等（令第二百二十四条に規定する利害関係人等をいう。）
- 三 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

（特定資産の価格の調査等）

第二百四十五条 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二條第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二條第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同條第二項の調査が行われたときは、資産運用会社は、当該鑑定評価又は調査の結果を当該鑑定評価又は調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

（特定資産の価格の調査等）

第二百四十五条 法第二百一条第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二條第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第二百一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二條第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二百一条第一項の規定による調査が行われたときは、資産運用会社は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第二百四十八条 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一～四 (略)

五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第二百五十二条 (略)

2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下この項において「受託者」という。)である場合にあっては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一～三 (略)

(削る)

四 (略)

別表第一(第二十六条第二項関係)

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第二百四十八条 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一～四 (略)

五 法第二百一条第一項の規定による調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第二百五十二条 (略)

2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下この項において「受託者」という。)である場合にあっては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一～三 (略)

四 受託者は、投資証券等に係る有価証券届出書等(資産流動化法第九十九条に規定する有価証券届出書をいう。)に記載すべき当該受託した資産の保管に関する重要な事項について知った事実を、遅滞なく、委託者に通知すること。

五 (略)

別表第一(第二十六条第二項関係)

帳簿書類の種類	(略)	特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	(略)
記載事項	(略)	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び概要	(略)
記載要領等	(略)	調査の委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。調査の結果の概要には、当該特定資産の調査価格のほか、第二十二條第三項各号に掲げる特定資産の区分ごとに同項各号に定める事項について記載すること。	(略)
備考	(略)	鑑定評価書又は調査の結果の報告書を保存すること	(略)

別表第二（第二百五十四条第二項関係）

帳簿書類の種類	(略)	特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	(略)
記載事項	(略)	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価結果の概要	(略)
記載要領等	(略)	委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。調査結果の概要には当該特定資産の調査価格のほか、第二十二條第三項各号に掲げる特定資産の区分ごとに同項各号に定める事項について記載すること。	(略)
備考	(略)	調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること	(略)

別表第二（第二百五十四条第二項関係）

帳簿書類の種類	(略)	記載事項	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び概要	記載要領等	備考
帳簿書類の種類	(略)	記載事項	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日(期間)、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要	記載要領等	備考
帳簿書類の種類	(略)	記載要領等	備考
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び概要	記載要領等	備考
帳簿書類の種類	(略)	記載要領等	備考
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日(期間)、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要	記載要領等	備考

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」、「利益持分」又は「社債的受益権」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条又は第二百三十条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分、利益持分又は社債的受益権をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>一〇十一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第二百三十条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二 社債的受益権以外の受益権 前号に掲げる種類以外の種類の受益権</p> <p>三十三 (略)</p>

<p>(信託財産の管理及び運用に係る報告書)</p> <p>第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 受益証券(社債的受益権に係るものを除く。)の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項</p> <p>イ 外国投資家(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人をいう。ロにおいて同じ。)の取得価額の総額</p> <p>ロ 外国投資家以外の者の取得価額の総額</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>5 第一項第十二号の表示は、受益証券の発行内容及び内容の異なる数種類の受益証券を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。</p>	<p>(信託財産の管理及び運用に係る報告書)</p> <p>第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われた場合には、当該鑑定評価又は調査を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価又は調査の結果及び方法の概要（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。）</p> <p>十七～二十五（略）</p> <p>二十六～二十七（略）</p>	<p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 法第十一条第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>十七～二十五（略）</p> <p>二十六～二十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（負債の内容）</p> <p>第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 特定借入れ（一年内に返済されないと認められるものを除く。）</p> <p>ホ ㄱ （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（負債の内容）</p> <p>第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 特定借入れ（一年内に返済されないと認められるものを除く。）</p> <p>ホ ㄱ （略）</p>

二 次に掲げる負債 固定負債

イ (略)

ロ 特定借入れ(前号二に掲げる特定借入れを除く。)

ハ〜ヘ (略)

(貸借対照表に関する注記)

第五十三条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 法第四十条第一項第八号イ若しくは第二百二十二条第一項第十八号イに規定する資産に係る不動産の鑑定評価の評価額又は法第四十条第一項第八号ロ若しくは第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する資産の価格につき調査した結果

七〜十 (略)

2 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二 (略)

三 特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者(法第二百条第一項又は第二項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同じ。

二 次に掲げる負債 固定負債

イ (略)

ロ 特定目的借入れ(前号二に掲げる特定目的借入れを除く。)

ハ〜ヘ (略)

(貸借対照表に関する注記)

第五十三条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 法第四十条第一項第八号又は第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果

七〜十 (略)

2 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二 (略)

三 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託する者(法第二百条第一項又は第三項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同

（）に対する報酬等（同条第一項に規定する信託に係る契約又は同条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等をいう。）の給付

四（略）

3・4（略）

（特定目的会社の現況に関する事項）

第六十四条 前条第一号に規定する「特定目的会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 特定譲渡人（法第二百八条第一項の特定譲渡人をいう。）との関係（法第二百条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百八条第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。）の募集等に関する事務の委託に関する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。）。

七～十一（略）

2・3（略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

じ。 （）に対する報酬等（法第二百条第二項に規定する信託に係る契約又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等）の給付

四（略）

3・4（略）

（特定目的会社の現況に関する事項）

第六十四条 前条第一号に規定する「特定目的会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 特定譲渡人（法第二百八条第一項の特定譲渡人をいう。）との関係（法第二百条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百八条第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。）の募集等に関する事務の委託に関する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。）。

七～十一（略）

2・3（略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 特定出資又は優先出資の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項

イ 外国投資家(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条

第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外

国法人をいう。ロにおいて同じ。)の取得価額の総額

ロ 外国投資家以外の者の取得価額の総額

七 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の表示は、特定出資又は優先出資の発行ごと及び内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定借入れ、特定借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 丁六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第一項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第三項に規定する特定資産

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(新設)

第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

二 丁六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産

の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

5～7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「施行規則」という。）第二百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

5～7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「施行規則」という。）第二百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一項第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一項第一号から第六号まで並びに第六十七条第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 (略)

5
7 (略)

一 第六十四条第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一号から第五号まで並びに第六十七条第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 (略)

5
7 (略)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>（特定資産の取得に関する事項）</p> <p>第十条 法第二百三十条第十一項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次に掲げる特定資産（従たる特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産をいう。次条第一号及び第十二条第八号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容として次に定める事項</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 特定資産の取得予定価格（取得される特定資産が確定している場合には、新資産流動化法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）</p> <p>イ 特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果</p>	<p>（特定資産の取得に関する事項）</p> <p>第十条 法第二百三十条第十一項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次に掲げる特定資産の区分に応じ、特定資産の内容として次に定める事項</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 特定資産の取得予定価格（取得される特定資産が確定している場合には、新資産流動化法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要又は同項第八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果を含む。）</p>

ロ 特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果

五・六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十一条 法第二百三十条第十一項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に關する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。次号において同じ。)の管理及び処分に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に關すること(これらの者が確定していない場合にあつては、受託者として求められる要件)。

二・三 (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 新資産流動化法第二百十三条に規定する場合において特定資産(従たる特定資産を除く。)を貸し付け、譲渡し、交換し、又は

五・六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十一条 法第二百三十条第十一項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に關する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に關すること(これらの者が確定していない場合にあつては、受託者として求められる要件)。

二・三 (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 新資産流動化法第二百十三条に規定する場合において特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する

担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容（時期及び理由を含む。）

九〇十四（略）

（登録申請書のその他の記載事項）

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に^イ応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ（略）

ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号ロ^イ及び^ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作成した誓約書）

ハ（略）

二 別紙様式第四号により作成した法第二百三十三条第三十九項第一号イ及びロ^イから^ロまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

場合はその旨及びその内容（時期及び理由を含む。）

九〇十四（略）

（登録申請書のその他の記載事項）

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に^イ応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならぬ。

一・二（略）

三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ（略）

ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第四十項第一号ロ^イ及び^ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作成した誓約書）

ハ（略）

二 別紙様式第四号により作成した法第二百三十三条第四十項第一号イ及びロ^イから^ロまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

<p>四丁六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(承認の申請)</p> <p>第十九条 法第二百三十条第十八項第二号の規定による変更の承認を受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類(第十一条第一号に掲げる事項の変更の承認を受けようとする場合にあつては、変更後の特定資産管理委託等契約書案を含む。)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第二十四条 法第二百三十三条第四十三項の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。</p>	<p>四丁六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(承認の申請)</p> <p>第十九条 法第二百三十条第十八項第二号の規定による変更の承認を受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第二十四条 法第二百三十三条第四十四項の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。</p>
---	---

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われた場合には、当該鑑定評価又は調査を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価又は調査の結果及び方法の概要（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。）</p> <p>十六～二十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第二百一条第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>十六～二十二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第八条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。))及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)(については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。))に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下「譲渡会社等」という。)(から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>8～53 (略)</p>	<p>(定義) 第八条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。))及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)(については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。))に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等(以下「譲渡会社等」という。)(から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>8～53 (略)</p>

改正案	現行
<p>（親法人等又は関連法人等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されるときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>	<p>（親法人等又は関連法人等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（親法人等又は関連法人等） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>	<p>（親法人等又は関連法人等） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>

改正案

現行

<p>（親法人等又は関連法人等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する<u>特定借入れ</u>に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>	<p>（親法人等又は関連法人等） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する<u>特定借入れ</u>に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p> <p>4（略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>（親会社等となる者） 第三十三条（略）</p> <p>2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、出資者等の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）に該当しないものと推定する。</p>	<p>（親会社等となる者） 第三十三条（略）</p> <p>2 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、出資者等の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）に該当しないものと推定する。</p>

改正案	現行
<p>（銀行の特定関係者） 第十四条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する<u>特定借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>	<p>（銀行の特定関係者） 第十四条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する<u>特定目的借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の特定関係者） 第十三条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する<u>特定借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>	<p>（長期信用銀行の特定関係者） 第十三条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する<u>特定目的借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>

改正案	現行
<p>（金庫の特定関係者） 第二百二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する<u>特定借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>	<p>（金庫の特定関係者） 第二百二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する<u>特定目的借入れに係る債権者を含む。</u>）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の特定関係者） 第五十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>	<p>（信用協同組合等の特定関係者） 第五十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。</p>

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 資産流動化法第二百条第二項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号において同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 資産流動化法第二百条第三項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号において同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。</p>

2
} 12
(略) 二十四～二十七 (略)

2
} 12
(略) 二十四～二十七 (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第十三条関係）

改正条	現 行
<p>第五号の二様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a～d (略) e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定借入れの内容を記載すること。 f～h (略) (5)～(42) (略)</p> <p>第五号の四様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(17) (略) (18) 受益権 社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下この様式において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ことの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還にあつては資金の調達方法を記載すること。 (19)～(37) (略)</p>	<p>第五号の二様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a～d (略) e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定目的借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定目的借入れの内容を記載すること。 f～h (略) (5)～(42) (略)</p> <p>第五号の四様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(17) (略) (18) 受益権 資産流動化法第230条第1項第4号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この様式において「社債的受益権」という。）を定める場合には、一の社債的受益権ことの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第128号）第52条第1号に規定する配当額の積算根拠及び同条第4号の元本の償還にあつては資金の調達方法を記載すること。 (19)～(37) (略)</p>

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）（第十四条関係）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第一百二条第四項、第一百五条第一項及び第二項、第一百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第一百二条第四項、第一百五条第一項及び第二項、第一百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項

別表第三（第五条関係）	
（略）	（略）
（略）	、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項
別表第四（第八条関係）	
（略）	（略）
（略）	資産の流動化に関する法律 第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）

別表第三（第五条関係）	
（略）	（略）
（略）	、第二百条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項
別表第四（第八条関係）	
（略）	（略）
（略）	資産の流動化に関する法律 第二百条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）

(略)	(略)
資産の流動化に関する法律	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百五十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百五十条第三項において準用する部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百五十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分</p>

(略)	(略)
資産の流動化に関する法律	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百五十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百五十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分</p>

(略)	(略)	<p>に限る。)、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項(第二百五十三条において準用する場合を含む。)(において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百条第三項(第三号に係る部分に限る。)、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>
(略)	(略)	<p>に限る。)、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項(第二百五十三条において準用する場合を含む。)(において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百条第四項(第三号に係る部分に限る。)、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項</p>

改正案

現行

<p>（証券検査課の所掌事務）</p> <p>第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第八項から第十一項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（証券検査課の所掌事務）</p> <p>第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第八項から第十一項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。</p> <p>二・三（略）</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第十三号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

(特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則第七十二条第一項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する計算期間に係る信託財産の管理及び運用に係る報告書について適用し、施行日前に終了した計算期間に係る信託財産の管理及び運用に係る報告書については、なお従前の例による。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第六十六条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）</p> <p>第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項において「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 発行特定目的会社が、取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は法第九条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第二十三条第二項又は第二十九条第十項の規定により発行特定目的会社に還付された資産流動化計画の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）</p> <p>第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項において「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 発行特定目的会社が、取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は法第九条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第二十三条第二項又は第二十九条第五項の規定により発行特定目的会社に還付された資産流動化計画の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（受益証券の募集等の届出）</p> <p>第三条 法第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする原委託者は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該原委託者の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 原委託者が募集等を行おうとする受益証券に係る事項について、受託信託会社等が法第二百二十七条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第百十二条第六項の規定により還付された資産信託流動化計画の写し</p> <p>2 （略）</p>	<p>（受益証券の募集等の届出）</p> <p>第三条 法第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする原委託者は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該原委託者の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 原委託者が募集等を行おうとする受益証券に係る事項について、受託信託会社等が法第二百二十七条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第百十二条第二項の規定により還付された資産信託流動化計画の写し</p> <p>2 （略）</p>

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十九号）（附則第八条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法施行規則第九十四条第一号中「第二十条各号」とあるのは「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）第十二条第四号から第七号まで」と、同号口中「資産対応証券の発行又は特定借入れの実行」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同号二中「資産対応証券の発行若しくは特定借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同号ホ中「及び第一百五十七条第二項において」とあるのは「において」と、「資産対応証券又は特定借入れ」とあるのは「資産対応証券」と、「資産対応証券の発行、特定借入れの実行」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同条第二号中「業務開始届出」とあるのは「内閣総理大臣の登録（会社法整備法第二百三十条第一項の規定により、登録を受けたものとみなされる場合を含む。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法施行規則第九十四条第一号中「第二十条各号」とあるのは「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）第十二条第四号から第七号まで」と、同号口中「資産対応証券の発行又は特定借入れの実行」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同号八及び九の規定中「資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同号ホ中「及び第一百五十七条第二号において」とあるのは「において」と、「資産対応証券又は特定目的借入れ」とあるのは「資産対応証券」と、「資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行」とあるのは「資産対応証券の発行」と、同条第三号中「業務開始届出」とあるのは「内閣総理大臣の登録（会社法整備法第二百三十条第一項の規定により、登録を受けたものとみなされる場合を含む</p>

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 (略)

2 新資産対応証券府令第三条第一項第二号の規定は、特例旧特定目的会社に適用する場合において、同号中「取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による提出」とあるのは、「会社法整備法施行前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第十一条の規定による変更登録」と、「又は法第九条第一項の規定による届出」とあるのは、「又は会社法整備法第二百三十条第二十二項の規定による届出」と、「規則第二十三条第二項」とあるのは、「旧規則第二十七条第二項において準用する第十七条第二項」と、「又は第二十九条第十項」とあるのは、「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令(平成十八年内閣府令第四十六号)第二十条第二項において準用する第十五条第三項」と、「還付された資産流動化計画」とあるのは、「通知された登録変更済通知書」と読み替えるものとする。

。) 」 と す る 。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 (略)

2 新資産対応証券府令第三条第一項第二号の規定は、特例旧特定目的会社に適用する場合において、同号中「取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による提出」とあるのは、「会社法整備法施行前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第十一条の規定による変更登録」と、「又は法第九条第一項の規定による届出」とあるのは、「又は会社法整備法第二百三十条第二十二項の規定による届出」と、「規則第二十三条第二項」とあるのは、「旧規則第二十七条第二項において準用する第十七条第二項」と、「又は第二十九条第五項」とあるのは、「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令(平成十八年内閣府令第四十六号)第二十条第二項において準用する第十五条第三項」と、「還付された資産流動化計画」とあるのは、「通知された登録変更済通知書」と読み替えるものとする。

投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第三十三号）（附則第九条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第三条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類（同令第二条第二項第三号に規定する計算書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第三条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類（同令第二条第二項第五号に規定する計算書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。</p>